

一関市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和7年5月23日(金) 午後1時～2時
場所 議員全員協議会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について【資料1-1～1-2】

7 答 申

8 その他

9 閉 会

一関市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和4年8月1日～令和7年7月31日)

委員選任区分	氏名	性別	所属等	委員就任日	備考
	ちば てつ お 夫 千 葉 哲 夫	男		令和4年8月1日～	
	ちば まみこ 千 葉 真美子	女		令和元年8月1日～	
	とち さわ けい こ 栃 沢 恵 子	女		令和4年8月1日～	
	おの でおら のぶ こう 小野寺 伸 公	女		令和4年8月1日～	
	あき う しげ き 秋 保 茂 樹	男		令和6年7月1日～	
	すぎ うち のぼる 杉 内 登	男		令和元年8月1日～	
	よし はら あつし 吉 原 睦	男		令和5年7月18日～	
	お がきわら やす お 夫 小笠原 慈 夫	男		平成23年8月1日～	
	いわ もと たか ひこ 岩 本 孝 彦	男		令和元年8月1日～	
	お の でおら こ 小野寺 ヨシ子	女		令和元年8月1日～	
	ちば けん いち 千 葉 賢 一	男		令和4年8月1日～	
	ち だ れい こ 千 田 麗 子	女		令和4年8月1日～	
	み うら とも み 三 浦 友 美	男		令和5年7月25日～	
	やなぎ たいら つよし 柳 平 剛	男		令和7年5月8日～	
	た なか まさ ひこ 田 中 正 彦	男		令和7年4月25日～	



国年第 01019 号

一関市国民健康保険運営協議会
会長 岩本孝彦様

一関市国民健康保険事業の運営に関し、下記事項について諮問します。

記

諮問第 1 号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

令和 7 年 5 月 23 日

一関市長 佐藤 善仁

【語問第 1 号】

一 関市国民健康保険税条例の一部改正について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一 関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額</p>

が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2・3 [略]

別表第1(第3条、第4条、第5条関係)

基礎課税額分の税率等

項目		税率等
第3条	所得割	税率 7.57%
[略]		

別表第2(第6条、第7条、第7条の2関係)

後期高齢者支援金分の税率等

が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2・3 [略]

別表第1(第3条、第4条、第5条関係)

基礎課税額分の税率等

項目		税率等
第3条	所得割	税率 7.56%
[略]		

別表第2(第6条、第7条、第7条の2関係)

後期高齢者支援金分の税率等

項目		税率等
第6条	所得割 税率	2.80%
[略]		

別表第4 (第21条関係)

基礎課税額分の軽減額

項目		軽減額
[略]		
5割 軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×295,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が特定世帯及び
		特定継続世帯
		以外の世帯
2割 軽減	第21条第1項第3号ア	下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額
		特定継続世帯
		世帯の所得額が430,000円+被保険者数×545,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額
	第21条第1項第3号イ	特定世帯及び
特定継続世帯		
以外の世帯		
		特定世帯
		特定継続世帯
		2,030円
		3,045円

備考 [略]

項目		税率等
第6条	所得割 税率	2.78%
[略]		

別表第4 (第21条関係)

基礎課税額分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割 軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	
		第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が特定世帯及び
			特定継続世帯
	2割 軽減	第21条第1項第3号ア	下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額
特定継続世帯			
世帯の所得額が430,000円+被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額			
第21条第1項第3号イ		特定世帯及び	
	特定継続世帯		
	以外の世帯		
		特定世帯	
		特定継続世帯	
		2,030円	
		3,045円	

備考 [略]

別表第5 (第21条関係)

後期高齢者支援金分の軽減額

[略]		項目	軽減額
5割 軽減	第21条第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×295,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,550円
	第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が 430,000円＋被保険者数×295,000円以下 の世帯1世帯当 たりの平等割の軽 減額	3,700円 1,850円 2,775円
2割 軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×545,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,420円
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が 430,000円＋被保険者数×545,000円以 下の世帯1世帯当 たりの平等割の軽 減額	1,480円 740円 1,110円

別表第6 (第21条関係)

介護納付金分の軽減額

[略]		項目	軽減額

別表第5 (第21条関係)

後期高齢者支援金分の軽減額

[略]		項目	軽減額
5割 軽減	第21条第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,550円
	第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が 430,000円＋被保険者数×305,000円以 下の世帯1世帯当 たりの平等割の軽 減額	3,700円 1,850円 2,775円
2割 軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,420円
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が 430,000円＋被保険者数×560,000円以 下の世帯1世帯当 たりの平等割の軽 減額	1,480円 740円 1,110円

別表第6 (第21条関係)

介護納付金分の軽減額

[略]		項目	軽減額

5割 軽減	第21条第1項第2号オ	世帯の所得額が430,000円以下 の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第1項第2号カ	世帯の所得額が430,000円以下 の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	2,900円
2割 軽減	第21条第1項第3号オ	世帯の所得額が430,000円以下 の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第1項第3号カ	世帯の所得額が430,000円以下 の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	1,160円
5割 軽減	第21条第1項第2号オ	世帯の所得額が430,000円以下 の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第1項第2号カ	世帯の所得額が430,000円以下 の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	2,900円
2割 軽減	第21条第1項第3号オ	世帯の所得額が430,000円以下 の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第1項第3号カ	世帯の所得額が430,000円以下 の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	1,160円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

件名 一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【要 旨】

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減の対象となる世帯の所得額の基準を改めるなど、所要の改正をしようとするもの

【内 容】

1 改正内容

(1) 課税限度額の引上げ及び所得割税率の引下げ

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げるとともに、限度額の引上げによる増収分を財源として所得割の税率を引き下げる。

区分	課税限度額				所得割税率			
	基礎分	後期支援分	介護分	計	基礎分	後期支援分	介護分	計
現 行	65万円	24万円	17万円	106万円	7.57%	2.80%	2.47%	12.84%
改正案	66万円	26万円	17万円	109万円	7.56%	2.78%	2.47%	12.81%
比 較	+1万円	+2万円	変更なし	+3万円	△0.01 ^割	△0.02 ^割	変更なし	△0.03 ^割

(2) 5割及び2割の軽減対象世帯の所得基準となる金額の引上げ

低所得者に対する国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5千円から56万円に引き上げる。

○軽減判定所得基準

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
現 行	43万円+10万円× (給与所得者等の 数-1)	43万円+29.5万円×被保険 者数+10万円×(給与所得 者等の数-1)	43万円+54.5万円×被保険 者数+10万円×(給与所得 者等の数-1)
改正案	43万円+10万円× (給与所得者等の 数-1) ※変更なし	43万円+30.5万円×被保険 者数+10万円×(給与所得 者等の数-1)	43万円+56万円×被保険者 数+10万円×(給与所得者 等の数-1)

2 施行期日 公布の日（改正後の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）

【課題・問題】

本改正により令和7年度の国民健康保険税を課税することとなるが、被保険者への速やかな周知を図る必要があることから、本議案については先議案件としたい。

議
案
内
容

備考

1 今後の改正等について

- (1) 令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部改正法が公布され、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金分の事業費納付金を県に納めることとなるため、令和7年度にその財源となる国保税に子ども・子育て支援金分を追加する税条例改正を行うこととなる。【令和8年2月通常会議に提案予定】
- (2) 令和7年度の税制改正により、給与所得控除の引上げなどが予定されており、令和8年度分の国保税所得割の影響を考慮した税率を令和7年度に検討する必要がある。
- (3) 年金制度改革で被用者保険の対象拡大が検討されており、その場合、国保の被保険者の減少に拍車がかかる可能性がある。
- (4) 財政調整基金の取扱いについて情報収集に努め、適切な基金残高となるよう検討する。

2 課税限度額引上げによる影響見込み

区分	増収額	限度額超過世帯数、国保加入全世帯数に対する割合
医療費分	約111万円	112世帯→111世帯（△1世帯） 0.76%→0.75%（△0.01ポイント）
後期高齢者支援金分	約214万円	112世帯→102世帯（△10世帯）、 0.76%→0.69%（△0.07ポイント）

※1 課税限度額引上げによる増収相当額の約325万円は、中間所得者層の負担軽減を図るための財源として所得割税率を0.03（医療費分0.01、支援金分0.02）ポイント引き下げるため、税収は増とはならない。

※2 加入世帯に対する割合は、令和7年度当初予算算定時の世帯数（後期高齢者支援金分14,738世帯）で試算。

※3 令和5年分の所得により算定。

3 軽減の対象拡大による影響見込み

区分	軽減増加額	軽減拡大となる世帯数、被保険者数、国保加入全世帯数に対する割合
2割軽減から5割軽減への移行分	約287万円	78世帯、125人、0.53%
軽減なしから2割軽減への移行分	約21万円	8世帯、26人、0.05%
計	約308万円	86世帯、151人、0.58%

※1 軽減の対象拡大により減少する約308万円については、一般会計から国保会計へ繰り入れることとなり、国保会計としては税収は減となるが一般会計からの繰入金増により国保会計全体の歳入総額に変更は生じない。

なお、一般会計から繰り入れた金額の3/4は、県から一般会計へ保険基盤安定負担金として交付されることになっている。

※2 加入世帯に対する割合は、令和7年度当初予算算定時の世帯数14,738世帯で試算

4 改正に係る経緯

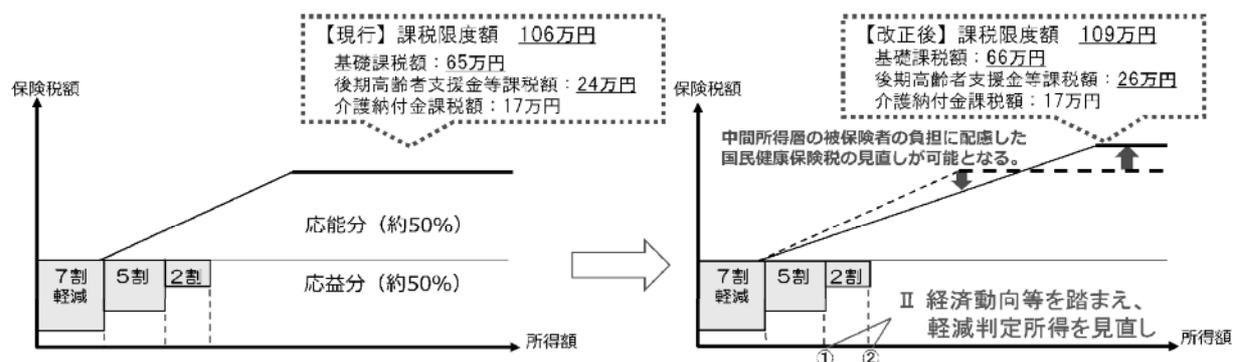
- (1) 高齢化や医療技術の高度化により医療給付費が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険税負担の上限を引き上げずに、保険税率の引上げにより必要な保険税収入を確保した場合、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなる。
- (2) 保険税負担の上限を引き上げれば、高所得層により多く負担いただくこととなるが、中間所

得層の被保険者に配慮した保険税の設定が可能となる。

(3) 以上を踏まえ、「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置について、5割及び2割の軽減対象世帯に係る所得判定基準を改正するとされたことを受け、地方税法施行令が改正された。

※(1)(2)について、令和6年10月31日 厚生労働省 第184回社会保障審議会医療保険部会 資料1から引用)

※1 課税限度額引上げに係るイメージ図



5 関係法令等

○ 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号。令和7年3月31日公布、令和7年4月1日施行） 抜粋

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)</p> <p>第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万</p>	<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)</p> <p>第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万</p>

円を超える者に限る。)をいう。以下この項において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5千円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第3号又は第4号の規定による減額を行う場合には、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。
- (2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハマまでに掲げる世帯の

円を超える者に限る。)をいう。以下この項において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第3号又は第4号の規定による減額を行う場合には、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。
- (2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハマまでに掲げる世帯の

区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯 10分の7

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）
10分の5

ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 10分の2

区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯 10分の7

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に30万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）
10分の5

ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 10分の2

(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
3 [略]	3 [略]

○地方税法（昭和25年法律226号） 抜粋

（国民健康保険税）

第703条の4 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。

(1)～(3) [略]

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険を行う市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第1号へ及び第2号ニにおいて同じ。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下この条において同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下この条において同じ。）

3・4 [略]

5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項各号に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

6～10 [略]

11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

12・13 [略]

14 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち後期高齢者支援金等課税額は、前項各号に掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算

額とする。

15～18 [略]

19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

20～21 [略]

22 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項各号に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

23～26 [略]

27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

28 [略]

(国民健康保険税の減額)

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この項中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 [略]



令和7年5月23日

一関市長 佐藤 善仁 様

一関市国民健康保険運営協議会
会 長 岩 本 孝 彦

答 申 書

本日諮問のあった下記事項について、本協議会を開催し審議した結果、相当と認め諮問どおり答申いたします。

記

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について